

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年8月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成30年4月11日 04時15分ごろ
発生場所	岩手県宮古市宮古港北東方沖 陸中真埼灯台から真方位094° 2.5海里付近 （概位 北緯39° 44.9′ 東経142° 03.2′）
インシデントの概要	貨物船第三寶祥丸 <sup>ほうしやう</sup> は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年4月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三寶祥丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	135974、神藤海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約7m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北北西、波高約1～2m 日出時刻：05時02分ごろ
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、宮城県仙台塩釜港から北海道苫小牧市苫小牧港に向けて航行中、宮古港北東方沖において、平成30年4月11日04時00分ごろ、油清浄機の異常排出警報が鳴った。</p> <p>機関長は、直ちに機関室に行き、原因を調査したところ、油清浄機が停止して燃料サービスタンクに供給されていないことを認めた。</p> <p>機関長は、油清浄機を整備して復旧させようとしていたところ、04時10分ごろ主機の燃料サービスタンク油面低下警報が鳴ったが、油清浄機の復旧を優先して整備を継続し、手間取ったのでA重油に切り替えようとしたものの、間に合わず、04時15分ごろ、主機が停止したのを確認した。</p> <p>機関長は、A重油に切り替えた後、何度も主機を起動しようとしたが、起動することができず、主機が停止した原因を調査したものの分からなかった。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、漂泊し、機関長が復旧作業を実施したものの、主機を始動することができず、船舶所有者に業者による修理と引船によるえい航を依頼した。</p>

	<p>本船は、北西方に漂流したものの、11時20分ごろから船舶所有者が手配した引船にえい航されて14時50分ごろ宮古港に入港した。</p> <p>本船は、修理業者により主機及び油清浄機の修理作業が行われ、正常に運転されることが確認された。</p> <p>機関長は、平成30年2月から本船に乗り組んでいたため、本船の配管システムを熟知していなかった。</p> <p>修理業者は、主機が停止したのは、水分を含んだ燃料油が供給されたので、主機の燃料管内で水分が蒸発し、燃料管内にエアが混入したのと同じ状態になったことによるものと推定した。</p> <p>修理業者は、油清浄機の封水供給バルブが詰まり、封水の供給不足により、油清浄機で燃料油中の水分を除去できなかったため、燃料油に水分が入ったと推察した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、宮古港北東方沖を航行中、油清浄機の封水供給バルブが詰まったことから、水分を含んだ燃料油が燃料サービスタンクに供給され、主機の燃料管内で水分が蒸発して燃料油が供給されなくなり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、宮古港北東方沖を航行中、油清浄機の封水供給バルブが詰まったため、水分を含んだ燃料油が燃料サービスタンクに供給され、主機の燃料管内で水分が蒸発して燃料油が供給されなくなり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関長は、新たな船舶に乗り組んだ場合、配管システム等各部を熟知することに努め、不具合があった場合にはすぐに対処できるようにすること。</li> <li>・ 機関長は、常に補機の状態を把握することに努め、不具合があれば速やかに修理すること。</li> </ul>